○防衛省告示第七十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、航空保安無線施設についての告示（平成十三年防衛庁告示第四十二号）の全部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

(1) 名称、位置及び所在地			(2) 種類及び方式	(3) 使用開始期日	(4) 搬送周波数	(5) 空中線電力	(6) コースの方向	(7) 識別符号	(8) 運用時間	(9) 利用上の特記事項
名称	位置	所在地								
舞鶴タカン	Ｎ35°32′42″ Ｅ135°25′42″	京都府舞鶴市	タカン	H13. 3.22	1,120MHz	5.0ｋＷ	全方向	ＭＺＴ	８時から16時45分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は休止とする。休止時間中にあっても、１時間以上前に要求があれば運用する。	なし

○防衛省告示第七十五号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、航空保安無線施設についての告示（平成三年防衛庁告示第百四十号）の全部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

(1) 名称、位置及び所在地			(2) 種類及び方式	(3) 使用開始期日	(4) 搬送周波数	(5) 空中線電力	(6) コースの方向	(7) 識別符号	(8) 運用時間	(9) 利用上の特記事項
名称	位置	所在地								
小松島タカン	Ｎ34°00′03″ Ｅ134°37′42″	徳島県小松島市	タカン	Ｈ 3. 7.25	1,043MHz	5.0ｋＷ	全方向	ＫＪＴ	８時から16時45分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は休止とする。休止時間中にあっても、１時間以上前に要求があれば運用する。	なし

○防衛省告示第七十六号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、航空保安無線施設についての告示（平成二年防衛庁告示第百十三号）の全部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

(1) 名称、位置及び所在地			(2) 種類及び方式	(3) 使用開始期日	(4) 搬送周波数	(5) 空中線電力	(6) コースの方向	(7) 識別符号	(8) 運用時間	(9) 利用上の特記事項
名称	位置	所在地								
小月タカン	Ｎ34°02′27″ Ｅ131°03′05″	山口県下関市	タカン	Ｈ 2. 7. 2	1,145MHz	5.0ｋＷ	全方向	ＯＣＴ	８時から16時45分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年の１月３日までの日は休止とする。休止時間中にあっても、１時間以上前に要求があれば運用する。	なし